秘密保持契約書
(サンプル)

○○○○(以下「甲」という)と株式会社ながれ技術研究所(以下「乙」という)は、甲が乙に△△△に関する技術検討（以下「本検討」という）を依頼し、必要な情報を開示するに当たり、以下の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条（定義）

本契約において「秘密情報」とは、甲または乙（以下「受領当事者」という）が本契約の他の当事者（以下「開示当事者」という）から開示された製品情報を含む仕様書、図面、サンプル等の技術情報、その他技術上・営業上の情報のうち、以下の何れかに該当するものをいう。

(1) 文書又は有形の媒体（電磁的媒体を含む）により開示当事者から開示されたものであって、当該文書又は媒体に秘密（Confidential）である旨の表示があるもの

(2) 開示当事者から、口頭、その他の無形の方式により開示された情報であって、その開示の時点で開示当事者から当該情報が秘密である旨を通知され、かつ当該開示の日から30日以内に開示内容の要約について秘密である旨を明記した書面により通知を受けたもの

第２条（適用除外）

本契約において次の各号のいずれかに該当する場合は、秘密情報から適用除外する。

(1) 開示の時点で公知・公用の情報、又は開示後に受領当事者の責に帰すべき事由によらずに公知・公用となった情報

(2) 開示当事者より開示される以前より、正当に保持していた情報

(3) 開示当事者より守秘義務を負うことなく適法に受領した情報

(4) 開示当事者が本契約における秘密保持義務から除外することを、書面により同意した情報

(5) 秘密情報に依拠することなく、開示当事者または受領当事者が独自に創作した情報

第３条（秘密保持）

受領当事者は、秘密情報を秘密として取扱い、本目的に従事する役員および従業員にのみ開示することができるものとし、開示当事者の事前の書面による承諾なくして第三者に開示・漏洩してはならないものとする。万一、受領当事者が当該秘密情報を紛失又は漏洩した場合には、直ちにその旨を開示当事者に報告し、対応につき協議するものとする。

２　受領当事者は、前項に基づき秘密情報の開示を受ける者に対しても本契約に定める義務を遵守させるとともに、当該開示を受ける者がかかる義務を遵守することにつき一切の責任を負うものとする。

第４条（目的外使用の禁止）

受領当事者は、開示当事者から開示された秘密情報を、本件目的の為にのみ使用するものとし、それ以外の目的には一切使用しないものとする。

第５条　（禁止行為）

受領当事者は、法令により明示に認められている場合を除き、開示当事者が開示した

秘密情報に関して、複製、改変、リバースエンジニアニング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行ってはならないものとする。

第６条（取引に係る約束）

受領当事者と開示当事者は、本契約の締結は秘密情報にかかわる事項に関し、当事者間における売買、業務委託、使用許諾等の取引につき何等の約束もするものでなく、当該取引等については、別途書面による契約締結を要すること、及び本条の規定は、当事者間に当該契約の締結を義務付けるものではないことを、相互に確認する。

第７条（反社会的勢力の排除）

受領当事者および開示当事者は、本契約締結時において、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、その他の反社会的勢力（以下併せて「反社会的勢力」と称します）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとするものとする。

２　受領当事者および開示当事者は、相手方が反社会的勢力に属すると判断した場合、何らの催告なく本契約を解除することができるものとする。

３　受領当事者および開示当事者は、前項の規定により本契約が解除された場合に当該相手方に発生した損害を賠償する責を負わないものとする。

第８条（有効期間）

本契約の有効期間は、２０●●年●月●日から１年間とする。

２　前項にかかわらず、本契約第３条、第４条、第５条、第６条、第７条、第８条第２項、第９条第２項、第１０条、第１１条、第１２条及び第１３条の規定は、理由の如何を問わず、本契約終了後も効力を有するものとする。

第９条（契約終了後の処理等）

受領当事者は、本契約の有効期間中であっても、開示当事者から請求のあった場合、又は本契約が終了した場合には、速やかに秘密情報が記載され又は記録された媒体を開示当事者に返還し、若しくは開示当事者の請求するところにより処分し、又は記録を消去するものとする。

２　前項にかかわらず、受領当事者は、法令等及び社内規定により求められている場合に限り、秘密情報が記録された書面、電子メール、電磁的記録媒体等の記録媒体を、法令等及び社内規定に求められている限度において、保管することができる。受領当事者は、この場合、当該秘密情報及び記録媒体については、第８第１項の有効期間経過後も、本契約を遵守して取り扱う。

第１０条（損害賠償）

受領当事者および開示当事者は、本契約に違反したことにより相手方に損害を与えた場合には、当該損害（相手方の弁護士費用を含む）を賠償するものとする。

第１１条（権利の譲渡禁止）

受領当事者および開示当事者は、本契約上の地位、及び本契約から生じる権利・義務については、相手方の書面による事前の承諾なくして第三者に譲渡・承継させ、若しくは担保に供することは出来ないことを相互に確認する。

第１２条（協　議）

受領当事者および開示当事者は、本契約を尊重し、本契約に定める事項について疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項について当事者の意見を異にした場合には、信義誠実の原則に従ってその解決にあたるものとする。

第１３条（管轄裁判所）

受領当事者および開示当事者は、本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

本契約成立の証として、甲と乙は本書２通を作成し、各自記名・押印のうえ、各１通を保有する。

２０●●年　　月　　日

甲：貴社名住所
　　貴社名
　　貴社責任者

乙：北海道旭川市中常盤1丁目2434-2
　　株式会社ながれ技術研究所
　　代表取締役　稲積　慧